

## 至誠館大学現代社会学部児童指導員任用資格取得に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、至誠館大学現代社会学部規則第20条の規定に基づき、児童指導員任用資格を取得するために必要な事項を定める。

(任用資格の取得)

第2条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条のうち、「学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」に基づいて、本学で所定の単位を修得し卒業した者は、児童指導員任用資格を取得することができる。

(単位の認定及び卒業要件)

第3条 単位認定の手続き等及び卒業要件は、学則の定めるところによる。

(雑則)

第4条 この内規に定めるもののほか、この内規の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

制 定 令和6年 4月 1日 (制定)